「接続部を含む。」の下に「以下この号及び」を加え、「、圧縮水素」を「、これらの水素」に改め、「二以上」の下に「（液化水素の貯槽に取り付けた配管にあつては、一）」を加え、同項第十号中「圧縮水素スタンドの」を削り、「場合にあつては、」を「可燃性ガス（液化水素を除く。）の通る部分にあつては」に改め、「六メートル」の下に「、液化水素の通る部分にあつては二メートル」を加え、同項に次の一号を加える。

十五　ライナーを繊維強化プラスチックで補強した構造（次項第三十六号において「複合構造」という。）を有する圧縮水素の蓄圧器は、次に掲げる基準に適合すること。

イ　ライナーに、ヘリカル巻（ライナー胴部及び鏡部に繊維をら旋状に巻き付ける方法をいう。次項第三十六号において同じ。）又はインプレーン巻（ライナー胴部及び鏡部に繊維を直線状に巻き付ける方法をいう。同号において同じ。）により、樹脂含浸連続繊維を巻き付けた構造（同号において「フルラップ構造」という。）であること。

ロ　その外部からの輻射熱、紫外線、雨水等による劣化を防止するための措置を講ずること。

第七条の三第二項中「が圧縮水素スタンド」の下に「（液化水素の貯槽を設置する場合にあつては、一般高圧ガス保安規則第八条第三項及び第四項の規定に適合する移動式製造設備から液化水素を受け入れるものに限る。以下同じ。）」を加え、同項第一号中「、第十三号」及び「、第二十三号」を削り、同号の次に次の二号を加える。

一の二　可燃性ガスの貯槽（液化水素以外の貯槽にあつては、貯蔵能力が三百立方メートル又は三千キログラム以上のものに限る。以下この号において同じ。）は、その外面（液化石油ガス岩盤貯槽にあつては、配管竪杭の内面）から、他の可燃性ガス又は酸素の貯槽に対し、一メートル又は当該貯槽及び他の可燃性ガス若しくは酸素の貯槽の最大直径（液化石油ガス岩盤貯槽にあつては、配管竪杭の最大直径）の和の四分の一のいずれか大なるものに等しい距離以上の距離を有すること。

一の三　高圧ガス設備（配管、ポンプ、圧縮機、液化石油ガス岩盤貯槽及びこの号に規定する基礎を有する構造物上に設置されたものを除く。）の基礎は、不同沈下等により当該高圧ガス設備に有害なひずみが生じないようなものであること。この場合において、貯槽（液化水素以外の貯槽にあつては、貯蔵能力が百立方メートル又は一トン以上のものに限る。以下この号及び第一号で準用する第五条第一項第六十四号において同じ。）の支柱（支柱のない貯槽にあつては、その底部）は、同一の基礎に緊結すること。

第七条の三第二項第二号中「圧縮水素スタンドの」を削り、「場合」を「可燃性ガスの通る部分」に改め、同項第二号の二に次のただし書きを加える。

ただし、冷凍保安規則第七条第一項第一号の基準に適合する冷凍設備のうち、不活性ガスを冷媒ガスとする冷凍設備（ブライン（不活性のものに限る。）によつて冷却するものを含む。）は、この限りではない。

第七条の三第二項第七号中「圧縮水素の」を「圧縮水素及び液化水素の」に、「、圧縮水素」を「、これらの水素」に改め、「二以上」の下に「（液化水素の貯槽に取り付けた配管にあつては、一）」を加え、同項第十号の次に次の二号を加える。

十の二　液化水素の貯槽には、二以上の安全装置（当該安全装置が接続している元弁が同時に閉じることができない構造のものに限る。）を設けるほか、圧力リリーフ弁を設けること。

十の三　送ガス蒸発器に大気熱交換式以外の方式のものを用いる場合には、当該送ガス蒸発器の能力が不足したときに速やかに遮断するための措置を講ずること。

第七条の三第二項第十一号中「前号」を「第十号又は第十号の二」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十一の二　液化水素を放出する場合は、気化し、及び加温した後、放出管に接続すること。

第七条の三第二項第十三号中「及び」を削り、同項第十四号中「圧縮水素」の下に「及び液化水素」を加え、同項第二十七号中「圧縮水素スタンドの」を削り、「場合にあつては、」を「可燃性ガス（液化水素を除く。）の通る部分にあつては」に改め、「六メートル」の下に「、液化水素の通る部分にあつては二メートル」を加え、同項第三十号中「及び蓄圧器」を「、蓄圧器、液化水素の貯槽及び送ガス蒸発器」に改め、同項第三十三号ロ中「場合」の下に「又は液化水素に係る充**塡**容器等の容器置場」を加え、同項に次の二号を加える。

三十六　複合構造を有する圧縮水素の蓄圧器は、次に掲げる基準に適合すること。

イ　ライナーに、ヘリカル巻又はインプレーン巻により、樹脂含浸連続繊維を巻き付けたフルラップ構造であること。

ロ　その外部からの輻射熱、紫外線、雨水等による劣化を防止する措置を講ずること。

三十七　高圧ガス設備のうち、液化水素の通る部分は、同一の基礎上に設置すること。

第七条の三第三項に次の二号を加える。

六　二重殻真空断熱式構造の液化水素の貯槽を設置する場合にあつては、適切な真空度を保つこと。

七　移動式製造設備又は充**塡**容器等（以下この号において「移動設備等」という。）により液化水素の貯槽に液化水素を受け入れる場合は、当該移動設備等の放出配管を圧縮水素スタンド内の放出管に接続し、気化し、及び加温した後、放出すること。この場合、危険又は損害の発生を防止するため、適切な流量とすること。

第二十三条第二項第五号中「四十メガパスカル」を「八十二メガパスカル」に、「充てん」を「充**塡**」に改め、「、圧縮水素」の下に「又は液化水素」を加える。

第四十九条の八の見出し中「指定設備認定証」を「指定設備の認定」に改め、同条第一項中「次条」を「第四十九条の九」に、「係る指定設備認定証」を「係る指定設備の認定」に改め、同項第二号中「受けた」の下に「後、都道府県知事に届け出た」を加え、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二　当該変更の工事が同等の個別ユニットへの交換のみである場合であつて、当該認定指定設備の指定設備認定証を交付した指定設備認定機関等により調査を受け、認定指定設備技術基準適合書の交付を受けた後、都道府県知事に届け出た場合

三　当該変更の工事が同等の部品への交換及び同等の個別ユニットへの交換のみである場合であつて、当該認定指定設備の指定設備認定証を交付した指定設備認定機関等により交換した同等の個別ユニットについて調査を受け、認定指定設備技術基準適合書の交付を受けた後、都道府県知事に届け出た場合

第四十九条の八の次に次の一条を加える。

（認定指定設備の交換に係る調査の申請等）

第四十九条の八の二　前条第一項第二号及び第三号の調査を受けようとする者は、様式第三十四の五の認定指定設備技術基準適合調査申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、指定設備認定機関等に提出しなければならない。

一　指定設備認定証の写し

二　認定指定設備技術基準適合書の交付を受けようとするユニット又は機器の品名及び設計図その他当該ユニットの仕様を明らかにする書類

三　認定指定設備技術基準適合書の交付を受けようとする設備の製造及び品質管理の方法の概略を記載した書類

四　法第五十六条の七第二項の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項を記載した書類

2　前項の調査は、書類調査及び現地調査により行うものとする。

3　指定設備認定機関等は、第一項の調査において、申請の内容が第四十九条の三各号に掲げる技術上の基準に適合していると認めるときは、様式第三十四の六の認定指定設備技術基準適合書を交付するものとする。

第四十九条の九第一項中「前条第一項第二号」を「第四十九条の八第一項第四号」に、「様式第三十四の五」を「様式第三十四の五の二」に、「次の各号」を「前条第一項第一号及び第四号」に改め、同項第一号及び第二号を削り、同条第二項中「規定により指定設備認定機関等が行う」を削り、同条第三項中「前項」を「第一項」に改め、「第四十九条の三各号」の下に「に掲げる技術上の基準」を加え、「様式第三十四の六」を「様式第三十四の六の二」に改める。